

役員選任規程

平成 24 年 4 月 1 日制定
平成 24 年 6 月 2 日改正
平成 27 年 6 月 6 日改正
令和 3 年 6 月 5 日改正
令和 4 年 12 月 3 日改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本診療放射線技師会定款第 27 条に基づく役員の選任について必要な事項を定める。

第2章 役員候補者

(立候補届)

第2条 組織規程第6条に定める地域から選任される理事(以下、「地域理事」という。)は、当該地域の会員からの立候補制とする。ただし、立候補に当たっては当該地域代議員の3名以上の推薦を要する。

- 2 地域理事以外の理事(以下、「全国理事」という。)および会員から選任される監事(以下、「会員監事」という。)は、会員からの立候補制とする。ただし、立候補に当たっては3名以上の代議員の推薦を要する。
- 3 第1項および第2項の定めにより立候補する地域理事、全国理事および会員監事候補は、所属する地区の組織規程第 8 条に定める地区の責任者(以下、「地区責任者」という。)を経由して、総会運営委員会に届出るものとする。
- 4 同一人による重複立候補はできない。
- 5 立候補の届出締切は、第4条第1項に定める選出の告示日以後、総会日前3ヵ月までとする。
- 6 会員でない理事(以下、「会員外理事」という。)、および会員でない監事(以下、「会員外監事」という。)の選任に当たっては推薦候補者の公募などにより、広く会員の意見を聞かなければならない。

(立候補・推薦届出書等)

第3条 立候補届出等に必要な届出書ならびに様式は、別に定める。

(立候補資格)

第4条 理事および監事の立候補資格は、5年以上にわたって会費を完納している者に限る。ただし、会員外の理事および監事については、この限りでない。

第3章 理事の定数

(理事の定数)

第5条 定款第 26 条に定める定数のうち、地域理事の定数は、組織規程第6条の地域ごとに定め、その総数は8名とする。
各地域における地域理事の定数は以下の通りである。

北海道地域 :1名
東北地域 :1名
北関東地域 :1名
南関東地域 :1名
中日本地域 :1名
近畿地域 :1名
中四国地域 :1名
九州地域 :1名

- 2 会員外理事の定数は3名以内とする。
- 3 全国理事の定数は11名以上14名以内とする。

第4章 理事及び監事選任の方法

(選任の方法)

第6条 選任は届け出のあった候補者について、総会に出席している代議員の無記名投票により選任決議を行う。

- 2 理事、監事の選任は、それぞれの候補者ごとに投票する。

(投票の順序)

第7条 投票は次の順序によって行う。

(1) 理事(地域代表8, 会員外3以内, 全国11以上14以内)

- 1) 地域理事
- 2) 会員外理事
- 3) 全国理事

(2) 監事

- 1) 会員監事
- 2) 会員外監事

(3) 理事当選人決定後、会長候補者及び副会長候補者となるべき理事

- 1) 会長候補者
- 2) 副会長候補者

(当選人の決定)

第8条 有効投票数の過半数の信任票をもって当選とする。ただし、過半数得票者が役員の数を超える場合は得票順に定数までのものを当選とする。

- 2 有効投票数の過半数の信任得票を得るものが役員定数に満たない場合は、当選人が定数に達するまで再投票を行う。

第5章 会計監査人の選任

(会計監査人の選任)

第9条 会計監査人は定款第14条第2号及び第27条の規定により、総会において選任する。

- 2 総会に提出する会計監査人の選任に関する議案の内容は、監事の過半数をもって決定する。

第6章 雑則

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、総会の議決によるものとする。

(委任)

第11条 この規程に定めるほか必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、平成24年6月2日から施行する。
- 3 この規程は、平成27年6月6日から施行する。
- 4 この規程は、令和3年6月5日から施行する。
- 5 この規程は、令和4年12月3日から施行する。